

法で規定されている介護支援専門員の罰則等について

法には、次のような介護支援専門員の罰則等が規定されております。(以下抜粋)

(1) 報告、指示または命令 (法第 69 条の 38)

- ①都道府県知事は、必要な報告を求めることができる (第 1 項)
- ②都道府県知事は第 69 条の 34 (義務) の規定に違反していると認めるときは、必要な指示をし、又は指定する研修を受けるように命ずることができる (第 2 項)
- ③都道府県知事は、前項の規定による指示又は命令に従わない場合は、1 年以内の期間を定めて、業務を行うことを禁止することができる (第 3 項)。

(2) 登録の消除 (法第 69 条の 39)

①義務的消除 (第 1 項、第 3 項)

- ア 成年被後見人または被補佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 保健医療福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 不正の手段により、介護支援専門員の登録を受けた者
- オ 不正の手段により、介護支援専門員証の交付を受けた者
- カ 業務禁止の処分に違反した場合
- キ 介護支援専門員証の交付を受けずに業務を行った場合

②任意的消除 (第 2 項)

- ア 法第 69 条の 34～37 までの規定に違反した場合
- イ 都道府県知事より報告を求められて報告せず、又は虚偽の報告をした場合
- ウ 都道府県知事の指示又は命令に違反し、情状が重い場合

※法には、次のような介護支援専門員の義務が規定されております。

(1) 義務 (法第 69 条の 34)

その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者に提供されるサービスが特定の種類又は事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行う必要があります。

また厚生労働省令 (規則第 113 条の 39) で定める基準 (指定居宅介護支援等基準第 12 条) に従って、業務を行う必要があります。

[指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 12 条第 1 項]

指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

(2) 名義貸しの禁止等 (法第 69 条の 35)

介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはいけません。

(3) 信用失墜行為の禁止 (法第 69 条の 36)

介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはいけません。

(4) 秘密保持義務 (法第 69 条の 37)

正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはいけません。介護支援専門員でなくなった後においても、同様です。

(5) 介護支援専門員証の提示 (第 69 条の 9)

業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければなりません。